

川島小学校統合について

辰野町教育委員会

I 統合の必要性

これからの子どもには、一人一人が、多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となり得ることを期待し、文科省は「学習指導要領」において、「主体的・対話的で深い学び」の実現を掲げた。

これを受け、子どもどうしが課題に対して、共に意見を出し合い、互いに意見を深めながら追求し、自分たちで答えを導き出す、互いに切磋琢磨し、共に学び合う・共に創り上げる教育環境を実現するため、学びの集団として必要な人数を確保したい。

- 1 学校は、異学年どうしの関わりが必要（温かな心の醸成が期待できる）
- 2 学校は、同学年どうしの関わりが必要（温かな心の醸成とともに学びをより深め、社会の様々な事象の基本を学ぶことができる。さらに、より人の心の痛みや人の心の温かさを自分に重ねて理解することが期待できる。）

II 統合先の小学校

- 1 辰野西小学校とする。

III 統合に向けての今後の対応

- 1 川島小学校に在籍している児童に対しての配慮事項
 - (1) 現在、川島小学校の就学児童に対しては、
 - ① 3年間の統合猶予期間を設け、この間は通常の教育活動を推進する。
 - ② 町内他校との通常の教育活動、学校・学年行事等において他校との交流活動を推進する。（オンライン学習、共同学習・共同活動等）
 - (2) 統合後の具体的な配慮事項
 - ① 町内在住者への配慮事項
 - ・ 辰野西小学校以外の町内他の小学校への就学を希望した場合、通学手段を含め当該児童が小学校を卒業するまでの間保障する。
 - ・ 通学手段とはスクールバス等の確保であり、保護者の経済的負担は求めない。
 - ② 町外児童への配慮事項
 - ・ 町内に住所を移した上で町内小学校への就学を希望した場合、当該児童が小学校を卒業するまで上記(2)①同様に就学の保障を行う。
 - ・ 町内に住所を移さず、町内小学校への就学を希望する場合は、現行通り保護者の責任において通学させるものとする。但し、小学校卒業の段階で町内に住所を移して辰野中学校に入学させるか、町外の中学校に入学させるかを判断していただく。
- 2 統合決定後に川島小学校への就学を希望する児童が出た場合
 - (1) 統合されるまでは川島小学校への入学を許可する。

IV 統合後の就学についての配慮事項

- 1 スクールバスによる通学を基本とする。

V 川島区に住所を有し、現在辰野西小学校に通っている児童への配慮

- 1 スクールバスによる通学を基本とする。(すでに実施済み)
- 2 バスの発着場所・乗降者のバス停は、今後も保護者の希望を受けて柔軟に対応していく。
- 3 通学手段の選択肢拡大として町バス乗車を希望する場合は、回数券を購入していただき町バスを利用する。

VI その他

- 1 各小学校の通学区指定は引き続き維持するが、事情により指定校以外の小学校への就学を希望する場合は、町教育委員会において弾力的に対応する。
- 2 町内小学校内に、学校生活や学び等に疲れたときに、一時的に避難し、通常のカリキュラムから離れた学び・生活ができる場所を1か所開設する。
(自然と関わる体験、ゆっくりとしたカリキュラム・学習進度)